(本號八面)　(明治廿五年三月十一日郵便信書省認可)　明治二十六年十二月十六日　第三千八百四十號　(定價金二錢五厘)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

歲首歲末の時事新報

來る二十七年一月一日は月曜日に當り新報休刊の例日なれども年頭早々の休刊は公衆の不便なるを以て本社は休刊を三日に延べ一日二日兩日共發刊す

廣告申込の締切期限

來る三十一日より一月二日迄の紙上は例年廣告掲載の依頼頗る多く且つ此三日間は本社臨時に紙數を增刊するを以て印刷上の都合により廣告申込の期日を左の如く定む此期日を後れて申込まれたる廣告は依頼に臨まる能はざる事あるべし

三十一日の紙面に掲ぐる廣告　來る二十九日限り
一日の紙面に掲ぐる廣告　同
二日の紙面に掲ぐる廣告　來る三十一日限り

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中亞亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字十四字詰	一回	六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者あるを由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付兼め廣告依頼者諸君に公告す

●東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を送り各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社間一の記事を掲ぐるみなら時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社員も世間往々此事を知らずして通信社に通信を依頼せんと雖も其報道は遠方の事と能はざるに付本社に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付兼め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返送せず又本社に保存せず

時事新報

明治廿六年十二月十六日土曜日　舊曆癸巳十一月九日(丁亥)
日出午前六時四十六分　日入午後四時二十九分
月出午前十一時四十九分　月入午後十時十三分
潮汐午後十時三十八分
(西暦一千八百九十三年)　年始より年末まで三百五十日　十五日

斷して行ふ可し

政府の當局者に果斷決行の勇氣なく常に世論の如何を考へて之に遵ふなからんことを勉め遂に所謂八方美人の稱を得るにまで至りし所以のものは畢竟するに天下多數の人望を博して以て吾味方を多くせんとするの意なる可しと雖も我輩の所見を以てするに斯る方策は偶ま以て自から行政の區域を縮小するに過ぎずして到底何等の効能もある可らずと信ずる者なり我輩の每度云ふ如く今日在野政客の目的は唯取て代はるの一事にして必ずしも眞面目に政法の利害を喜憂するに非ず苟も施政上に論ず可き事を見出し之を論じて政府の困却す可き見込みあれば左右を顧みず眞一文字に打て掛るのみ或は政府に在る者とても其在職中あろ不平を發せざれども一朝能められて民間に出るときは忽ち政府の敵と爲りて攻擊を始めざる者なし政海の事情既に斯の如くなれば政府が如何に手段を盡して此種の人々の歡心を求めんとするも苟も之に官途の位地を與ふるに非ざれば政治上の方針を共にするみと能はざるや明なり官途以外滿目皆政敵なりと覺悟して大なる間違ひはなかる可し或は今日自家の味方として眞に利益ある可き者は政爭の外に獨立する有識者實の人士なれども元來此種の識者は所謂政慾なき代りに他に對して會釋も亦少なく虛心平氣にして政府の爲す所に注意し其主義方針にして果して國家に利ありと認ればこを助け、否されば之に反對して會釋もなく攻擊するの常なれば若しも政府が八方美人の妙策を行はんとして其國に當らず虎を描ひて猫に類し國家の重要問題に斷行の勇なくして之を曖昧模糊の中に埋沒し一方に人心を得ずして一方に國事の擧らざるが如き有樣にては如何に公平無私の論者にても當局者は單に自分の地位を維持するに汲々たるのみと推察して其心情の卑怯なるを惡み遂には之を疎外して顧みざるに至る可し左れば政府の當局者が求めて得べからざる政友を得んとして却て彼等の傷を招き偶ま其言を容れて志願を遂せしむるも俗に云ふ食遁げにして毫も其心を和するに足らざるのみか政爭以外の人にまでも疎外せられて到底何事をも爲すに由なく心に斯くと思はざるも爲政の地位に居てきは如何にも解甲發なき次第にみそれば元老諸氏も政を爲さず唯その地位に粘着するの事實を示すが如此處は老勇を皺して前後左右を顧みず唯一方に進んで愚ふ所を斷行す可きのみ今の政府に人望はなけれども信用は尙は未だ地に落ちず人望と信用とは別のものなり元老落職する勿れと我輩は特に之を勵すものなり國洋の或學者の言に熟ら社會の有樣を觀察するに人間の多數は此世界に生息せんが爲めに飲食するにや又は飲食せんが爲めに生息するにや之を知るに苦しひと云ふことあり今みの言を借用して今日我國の政治家は政に政府に在るものか將た政府に在らんが爲めに政を行ふものかと疑問して一寸返答に困るの事情なきにあらず當局者は之を自問して何と答ふるみとならん我輩の窃に聞かんと欲する所なり

官報

○大藏省告示第三十八號
長野本金庫所屬上諏訪支金庫本年六月三十日長野縣告示第七十六號ニ依リ其位置ヲ上諏訪町ト改稱ス
明治二十六年十二月十五日　大藏大臣渡邊國武

○遞信省告示第二百七十九號
來明治二十七年一月一日ヨリ左記各局ヘ郵便爲替貯金事務ヲ開設ス
明治二十六年十二月十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

國名	郡名	局名	國名	郡名	局名	國名	郡名	局名	國名	郡名	局名
武蔵	北多摩	武蔵野	武蔵	北足立	蕨	上總	武射	蓮沼	上總	望陀	上總竹岡
甲斐	南巨摩	櫛形	常陸	鹿島	高屋	常陸	鹿島	大船	常陸	鹿島	大船
相模	鎌倉	鎌倉	常陸	茨城	茨城	常陸	茨城	大洗	常陸	茨城	大洗
相模	明石	鎌子	常陸	茨城	茨城	常陸	茨城	大洗	常陸	茨城	大洗
伯耆	汗人	下市	常陸	上道	三橋	常陸	茨城	大洗	常陸	茨城	大洗
伊勢	一志	八知	美濃	安八	神戸	長崎	能登	羽咋	長崎	能登	羽咋
陸前	登米	石森	羽前	東村山	長崎	能登	羽咋	鹿島	長崎	能登	羽咋
上野	吾妻	郷渡	下野	上都賀	金崎	信濃	南佐久	海ノ口	信濃	南佐久	海ノ口
陸奥	南津軽	藤崎	陸奥	下北	大間	陸中	南九戸	宇部	陸中	南九戸	宇部
陸中	南閉伊	甲子	羽後	仙北	荒川	鑑山	石狩	空知	美唄	美唄	吉和
長門	大津	三隅	安藝	安藝	熊野	安藝	佐伯	吉和			
安藝	高宮	狩留家									

○遞信省告示第二百八十號
來明治二十七年一月一日ヨリ左記各局ヘ郵便爲替事務ヲ開設ス
明治二十六年十二月十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

國名	郡名	局名	國名	郡名	局名	國名	郡名	局名	國名	郡名	局名
上總	武射	蓮沼	上總	望陀	上總竹岡	上總	夷隅	大原	上總	夷隅	大原
和泉	泉	大津	大和	添下	高山	紀伊	伊都	九度山	紀伊	伊都	九度山
紀伊	東牟婁	三尾川	山城	愛宕	上加茂	山城	乙訓	山崎	遠江	敷智	宮口
遠江	敷智	浦川	遠江	麁玉	宮口	淡路	津名	佐野	備中	上房	豆嶺
備中	上房	豆嶺	尾張	東春日井	內海	尾張	知多	河和	伊賀	阿拜	玉瀧
伊賀	阿拜	玉瀧	陸前	桃生	名取	陸前	宮城	鶴上渡	紀伊	牟婁	田邊
紀伊	牟婁	田邊	羽後	飽海	寺崎	陸前	名取	鶴上渡	紀伊	牟婁	田邊
上野	西群馬	金浦	常陸	鹿嶋	三ノ倉	羽後	由利	金浦	羽後	由利	金浦
羽後	由利	金浦	羽後	山本	若狭	遠敷	下野	那須	羽後	山本	藤琴
出雲	神門	笹田	長門	美祢	嘉永	周防	熊毛	田布施	出雲	神門	笹田
周防	熊毛	嶋田									

○遞信省告示第二百八十一號
本月二十日ヨリ左記各局ヘ電信爲替事務ヲ開設ス
明治二十六年十二月十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

國名	郡名	局名	國名	郡名	局名
武蔵	横浜市吉田郵便支局				
甲斐	東山梨郡日下部郵便電信局				
陸前	東牡鹿郡佐沼郵便電信局				

○遞信省告示第二百八十二號
本月二十一日ヨリ越前國今立郡鯖江郵便局ヲ三等郵便電信局トシ鯖江郵便電信局ト稱ス
明治二十六年十二月十五日　遞信大臣伯爵黑田清隆

正誤　昨日ノ本欄內ニ掲ゲタル大藏省訓令第五十七號三行六字及削註トアル下ニ左ノ二十字ヲ脫シタリト官報ハ正誤セリ「「賜納入告知書」トアル次ハ「若クハ納付書」ノ六字

○第二豫備金支出
明治二十六年度第二豫備金支出
第三十一回
一金一萬七百三十圓五十一錢八厘　佐世保鎭守府管內糧食庫其他建物營繕費
本年十月十四日暴風雨ノ爲メ佐世保鎭守府管內糧食庫其他建物全潰又ハ破損ノ箇所尠カラス依テ之カ復舊工事費ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀海軍大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十二日勅裁ヲ得タリ
明治二十六年十二月十五日　大藏大臣渡邊國武

第三十二回
一金九千九百九十二圓八十錢　野戰費
和歌山縣下ニ於テ牛疫蔓延ニ付之カ豫防費トシテ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀海軍大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十三日勅裁ヲ得タリ

雜報

明治二十六年十二月十五日

○皇子滿宮殿下の青主任は錦鶏間祗候にして御養育殿は宮御殿と云ふ)を新築し職工の上りと承る

○モロッコ王は政府がムーアんみとを聞告し三百人負傷す十人なる德國に受けて拿は無益なり直に多の兵士を殺し取らずと陳述し於て作戰を始め國中の新聞紙佛國軍艦はモロッコに赴き外務大臣ス氏との間に設破裂ある可しと

○河野子爵中なりし河野敏に赴かざるよ

○判檢事の人めの各地方及び四十四日夫々轉補

○判檢事は一昨十日檢事に任ぜしよし

○舊會津藩族は過日公債下貴族院へ同藩の紹介を以て一

○臨濟宗建淚にては此程院が今度右の新宗の後任を撰擧し月三十一日迄に答なるよし

○兩本願寺地獄會、東本願より出京すべき上京し來りたるされども世には撰擧の說を

○千嶋艦遭代言人は上海れも千嶋艦の決の折柄なれ